

平成22年度第8回 税制調査会議事録

日 時：平成22年11月9日（火）17時30分～

場 所：合同庁舎4号館11F 共用第1特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから第8回「税制調査会」を開催いたします。

本日は、主要事項の個人所得課税のうち、金融所得課税以外の部分について審議を行い、その後、生保年金及び専門家委員会による国際課税に関する論点整理について報告を受けることとしております。その後、環境関連税制について審議を行います。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

会長、会長代行は、この後、遅れて入られます。

まず、主要事項の審議に入る前に、民主党において租税特別措置、税負担軽減措置等に係る重点要望についてとりまとめが行われたとのことですので、税制改正プロジェクトチームの中野寛成座長より御報告をお願い申し上げます。

○中野民主党税制改正PT座長

民主党税制改正PT座長をいたしております、中野寛成でございます。

これまで民主党は、租税特別措置、租特は租税歳出、つまり、税収を減ずる租特は、財政負担の増加という意味では、歳出と全く同様であると指摘し、その上で、特定の業界や一部の企業のみが恩恵に浴していると思われる、延長要望や官僚の権限や仕事を保持するため、あるいは組織の維持存続を図るためとしか考えられない延長要望が数多くあるという問題点を指摘してまいりました。

そして、2009年の衆議院選挙マニフェストでも、効果の不明なもの、役割を終えた租税特別措置は廃止することを公約いたしました。それらを受けて、政府税調でも議論が行われ、昨年末の大綱により、一定程度の租特の整理が行われ、本年3月には、租特透明化法が成立したと承知をいたしております。

本年8月に立ち上がった、民主党税制改正PTでは、民主党のこれまでの議論を踏まえつつ、私なりの方針を提起いたしまして、第1に歴史的使命を果たし終えた措置は、相応の決意をもって廃止・縮減しなければならない。

第2に、新たに経済成長や雇用増に大いに寄与する措置は、納税者の納得を得つつ、果敢に実施すべきである。

第3に、以上の措置は時期を逸することのないよう適宜適切に対応していくべきであるとの基本方針を示し、議論を行ってまいりました。それら基本方針の下、侃々諤々の議論を行ってまいりました。

結果、お手元にお配りをいたしております、11月8日付の民主党税制改正PTの要旨がございしますが、重点要望としては、航空機燃料税の引下げ、海洋分野の成長戦略推進税制、新

築住宅等に係る固定資産税の減額措置、農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置の延長など9点。

政府に見直しを求める事項も、地震防災対策用資産の取得に関する税制上の特例措置、特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減、生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度、公害防止用設備に係る特別償却制度、療養病床の転換に係る特別償却制度、肉用牛の売却による所得に対する住民税、所得税、法人税の課税の特例措置など9点とりまとめを行うに至りました。

ここに一言付言を申しておきたいと思いますが、見直しを求める事項と表記をいたしました。廃止を求めるという表現をするかということで議論をいたしました。廃止といいますが、もはや租特では効果がなく、別途の予算助成措置に切り替えるべきものも含まれることを申し上げておかなければならないと思います。もはや利益も上がらず、減税措置では救いようがない。むしろ、転業、転職支援なども含めて、新たな時代の変遷の下に産業構造の転換的支援措置が必要な分野がかなり多い。その過程の中にあつて、現在、その適用数が極端に少なくなっているもの等も見受けられるわけでありますので、そのことをここで特に付言をさせていただきたいと思います。

本重点要望には、多くの会派所属議員による活発な議論が反映されております。政府税制調査会の皆様におかれては、このたびのとりまとめを是非真剣に受けとめていただきたいと思ひます。

既に当PTは、所得税、法人税、地球温暖化対策税、社会保障税共通番号制度など、主要事項について議論を始めております。これらについては、11月末には提言をまとめる予定であります。

以上、御報告申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。これまでの民主党における税制に関する議論を総括するようなとりまとめをいただきました。

PT座長としてとりまとめに当たられた中野座長におかれましては、大変な御苦勞があったことと推察をいたしますが、これを国民の声を代表する国会議員の声として真摯に受けとめ、政府税調において検討を進めてまいりたいと思ひます。

私の方から1点だけ、見直しと検討、再検討というのがありますが、これは違いが何かございますか。

○中野民主党税制改正PT座長

再検討の場合、見直しについては、文字どおり廃止も含め、かつまた別途の支援措置も含めて基本的に見直しをしていただきたいということであります。

なお、今後、検討を求める事項ということで、国際連帯税、それから社会保険診療報酬の所得計算の特例、この2点を挙げておりますが、これにつきましては、なお、今、急に決めなければいけないというテーマよりも、若干の時間的ゆとりがあるものというふうに考え、

この2点は、前向きの御検討をお願いしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

了解いたしました。誠にありがとうございました。

それでは、個人所得課税に移ります。まず、個人所得課税については、尾立政務官、逢坂政務官、よろしく願い申し上げます。

○尾立財務大臣政務官

23年度税制改正の議論に当たり、本日は、私から所得税に関する見直しの視点を税調に御提示しますので、議論を開始していただきたいと思います。

所得税の見直しの項目としては、お手元にお配りをしております資料1「個人所得税（所得税）【見直しの視点】」を御覧いただきたいと思いますが、1枚おめくりをいただきました目次のとおり、本日は所得再分配機能、給与所得控除、成年扶養控除、配偶者控除について御議論いただきたいと思います。

なお、金融証券税制については、次回御議論いただく予定です。つきましては、各項目について、私の御提示する見直しの視点の背景となる事実関係等について、資料2に基づき事務方から説明させ、私から資料1により見直しの視点を説明させていただくことといたします。

それでは、まず、所得再分配機能に関する事実関係等について事務方から説明させます。

○藤井税制第一課長

財務省税制第一課長の藤井でございます。右肩に資料2と書いてある資料によりまして、まず、所得再分配機能に関する事実関係等について御説明申し上げます。

資料2の2ページを御覧ください。所得再分配機能につきましては、22年度税制改正大綱におきまして「累進構造を回復させる改革を行って所得再分配機能を取り戻す必要があります」と記されております。

3ページで、所得税・住民税の税率構造の変化を示しております。昭和61年から現在に至るまで、税率構造の累進緩和が御覧のグラフのようになされてきております。

平成2年と現在の税率構造を比べますと、給与収入1,000万円程度から税率構造のフラット化が顕著になっていることが見て取れるところでございます。

続きまして、4ページでございます。この間の給与収入の分布を示しているグラフでございます。

給与収入ごとに色分けしたグラフで、その分布を示しております。御覧のように、平成9年までは平均給与は上昇しておりまして、高所得者の割合が増加しております。

これに対して、平成9年以降は、平均給与が低下し、高所得者の割合が減少しております。平成20年では、平成2年と大体同水準に戻っているところでございます。

この間の税率構造の変化といたしまして、平成7年に税率構造の大幅なフラット化がなされております。

更に、平成11年に最高税率の引下げがなされ、累進構造の緩和が進展しているところでご

ございます。

所得構造が平成2年当時に戻っているにもかかわらず、税率構造は大幅にフラット化したままとなっております、これが所得の再分配水準が低下している状況を示しております。

続きまして、5ページでございます。主要国の所得税などの最高税率を示しておるものでございます。日本は、所得税と住民税を合わせまして50%でございます。アメリカ等、網かけ部分を御覧いただきますと、おおむね50%に近い水準ということでございます。

なお、所得税の最高税率につきましては、ドイツでは2007年、イギリスでは2010年に引上げがなされております。

アメリカ、フランスでも、現在、引上げを検討中というところでございます。

所得再分配機能に関しては、以上でございます。

#### ○尾立財務大臣政務官

所得再分配機能に関する見直しの視点について、私から御説明します。資料1にお戻りください。1ページ目を御覧ください。

個人所得課税については、22年度税制改正大綱において、累進構造を回復させる改革を行って、所得再分配機能を取り戻す必要があるとされており、税率構造や諸控除の見直しに取り組むことが必要ではないかと考えられます。

また、専門家委員会の議論の中間的な整理においては、税体系上、所得税と消費税は車の両輪としてそれぞれの役割を担うべきであると指摘されておりました、税制抜本改革との関係も考えながら、23年度税制改正において、税率構造の見直しや諸控除の見直しについてどこまで行うか検討していく必要があるのではないかと考えられます。

3点目でございますが、所得格差の拡大等に対し、これまで税制面で十分な対応が取られてこなかったことを踏まえ、22年度税制改正において、所得控除から手当への考え方の中で、扶養控除の見直しに着手していますが、引き続き、23年度税制改正において、どのような見直しが必要かということが論点として挙げられます。

引き続き、2点目の論点でございます。給与所得控除に関する事実関係等について、事務方から説明させます。

#### ○藤井税制第一課長

資料2に戻っていただきまして、6ページでございます。

給与所得控除に関します、22年度税制改正大綱では3点述べられております。第1点目は、給与所得控除には上限がないということから、上限を設けるなどの見直しが必要という点でございます。

2番目は、その見直しと併せ、特定支出控除の対象範囲を拡大することにより、給与所得者にとって使いやすい制度にすることを検討するとされております。

3点目は、いわゆる一人オーナーに関する点でございます、個人事業主との課税の不均衡を是正し、二重控除の問題を解消するための抜本的措置を23年度税制改正で講ずることとされております。

7 ページを御覧ください。給与所得控除制度の概要でございます。

給与所得控除は、このグラフのように給与収入の増加に伴って増加していくという仕組みとなっております。給与総額全体に対する控除の割合は、約3割、57兆円が控除されております。その特徴として上限がないということが特徴となっております。

8 ページを御覧ください。給与所得者 4,587 万人の状況をグラフでお示したものでございます。

給与所得者の分布は、御覧のように 200 万円～400 万円のところが最も多くて 33.3%の方が入っております。1,000 万円超の方は 4.9%、1,500 万円超の方は 1.3%でございます。

グラフの下の方に、様々な平均給与の金額を記しておりますが、給与所得者全体の平均給与は 430 万円でございます。

続きまして、9 ページで、こういう給与所得者を対象といたしました概算控除の国際比較でございます。

グラフを見ていただきますと、アメリカ、ドイツは、それぞれ一定の水準で定額制でございます。

フランスにつきましては、給与収入に比例して増加いたしますが、2,000 万円を超えたところで頭打ちでございます。

これに対しまして、日本の概算控除の水準は、ボリュームにおいて非常に大きく、かつ上限がないというのが特徴になっております。

続きまして、10 ページで、実際の勤労世帯におけます給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される支出を示したものでございます。これは家計調査から取ったものでございますが、平均支出は、全体で 36.3 万円でございます。年間収入最上位階級の平均支出では 60.6 万円となっております。その支出の収入に占める割合、過去、昭和 48 年から並べておりますが、大体 6～10%程度となっているところでございます。

続きまして、11 ページで特定支出控除の概要をお示しております。

特定支出控除は、その特定支出、その表にございます通勤費など、特定、限定された支出でございますが、これらの額が給与所得控除を超える場合に、その超える部分について確定申告を通じて、給与所得の計算上、控除することができる制度でございます。

昭和 62 年度改正で創設されまして、下の図のとおり、その適用件数は非常に少なく、現在 1 桁となっております。

12 ページで、こういう実額控除の国際比較をしたものでございます。日本とアメリカを比較して、日本にあってアメリカにない、あるいは逆のケースを見ますと、通勤費は日本にはあってアメリカにはない。転勤費、旅費は似たような状態と思われれます。資格取得費等は似たような状態ですが、アメリカに図書費はありますが、日本にはございません。衣服費については、特殊な衣服を必要とされる特殊な職業について、アメリカは実額控除が認められておりますが、日本はない。その他につきまして、交際費あるいは職務に関する団体に支払った会費などについて日米で差があるという状況でございます。

続きまして、13 ページ以降は、役員給与に係る給与所得控除の在り方に関する資料を付けさせていただきます。

給与所得控除の性格については、旧税制調査会で幾つかの指摘がございます。給与所得控除の性格については、一番上の下線でございますように、勤務費用の概算控除という性格と、他の所得との負担調整のための特別控除という2つの性格があるということが従来整理されております。勤務費用の概算控除はそのまゝの意味でございます。他の所得との負担調整のための特別控除は、中ほどよりちょっと上のところで下線がございますが、端的には給与所得の担税力が弱いことに対する配慮とされております。

これは、失業などの不安定性のほか、空間的・時間的な拘束や居住地選択の制限等他の所得には見られない有形、無形の負担を余儀なくされている。あるいは成果のいかんにかかわらず、あらかじめ定められた定額の給与の支給を受けるにとどまるということから担税力が弱いため、他の所得との負担調整のための控除を乗せてあると、そういう整理でございます。

この2つの性格に分ける場合に、必ずしも客観的な基準があるわけではないけれども、給与所得控除の各々2分の1相当額をもって概算控除部分と特別控除部分とすることが適当であると、このようにされておるところでございます。

更に、平成12年の答申におきましては、1つは、給与所得者が非常に増えているので、他の所得との負担調整といった配慮については、必要性は薄れてきているとされております。

更に、最後のところで、同族会社の役員に対する報酬などについては、一般の被用者、従業員とは相当に事情が異なるにもかかわらず、従業員に対する他の所得との負担調整の性格を含んだ給与所得控除の適用を認めるのは適当ではないとの指摘があったとされておるところでございます。

14 ページで、株式会社の役員と一般従業員との法的あるいは給与決定方法の比較をしておるところでございます。

契約形態、労働基準法上の扱い、報酬・給与の決定方法、いずれも相当に異なった立場、役員と一般従業員では相当異なっているということでございます。

15 ページで、給与所得の性格について、これまでの判例で論じられていることを整理しております。

判例によりますと、給与所得は勤労性所得のうち、雇用関係またはそれに類する関係において、使用者の指揮・命令のもとに提供される労務の対価だと、こうされております。非独立的労働ないし従属的労働の対価とも観念されているところでございます。

こうした判例に照らしますと、役員給与は、その法的な地位や勤務の実態から見て、一般従業員の給与とは、相当に性格が異なるというふうに考えられるところでございます。

16 ページで、平均給与額の推移を示しております。給与所得者全体の平均給与は、平成9年の467万円をピークに減少し、平成20年は430万円でございます。

これに対し、グラフで資本金1億円以上の会社役員、資本金10億円以上の会社役員、資本金1億円未満の会社役員、それぞれ平均給与額を示しておりますが、会社の業績等による変動はありますが、総じ

て増加傾向ということで、所得格差が若干広がっている様子でございます。

17 ページで、いわゆる一人オーナー会社の廃止された損金不算入制度について示したものでございます。

18 ページは、そのいわゆる一人オーナー会社の適用状況を見たものでございます。右上に適用会社におけるオーナーの給与水準あるいは適用法人数を示しております。

適用法人数は、全部で 11 万社でございました。20 年の平均給与は、黒字法人が 1,900 万円、赤字法人が 2,059 万円、全体で 1,968 万円でございます。

下のグラフで、オーナー給与が 1,500 万円超の法人数が 7 万社、2,000 万円超の法人数が 4.1 万社というのが、この廃止された制度の概要でございます。

役員関係は、以上でございます。

次に、退職所得課税に関する資料を付けてございます。

19 ページでございますが、退職所得は長年の勤務に対する勤続報償的給与であって、給与の一部の一括後払いの性質とされております。

一時にまとめて支給されるということと、退職後の生活の原資であり、担税力が低いと考えられることから、累進税率の適用を緩和する措置がとられております。

具体的には、収入金額から退職所得控除の額を引いた金額に対して 2 分の 1 にして、この 2 分の 1 に対して税率の適用があるということで、累進税率の適用を緩和する措置が取られているわけでございます。

20 ページで、この退職所得の課税方法に関して、これまで指摘されていた事項を挙げてございます。

中ほどの下線部でございますが、近時、短期間のみ在職することが当初から予定されている役員などに対して、給与支給を通常より少なくして、その分、退職金を手厚く支給するといったことが行われているという指摘があり、この動きに対しては適切な対応が必要であるとする。あるいは平成 19 年にも同様な給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることにより、税負担を回避するといった事例もあるとされているところでございます。

給与所得控除に関しては、以上でございます。

#### ○尾立財務大臣政務官

以上の事実関係を基に、給与所得控除に関する見直しの視点について、私から御説明いたします。恐縮ですが、資料 1 の 2 ページ目を御覧ください。

まずは、給与所得控除の上限設定について御説明いたします。給与所得控除には上限がありませんが、22 年度大綱では上限設定が検討課題とされております。

これについては、給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと、家計調査からみた勤務関連経費は、給与所得控除の最低保障額よりも少ないこと、主要先進国における概算控除は、定額あるいは上限があり、しかも日本の給与所得控除に比べ低い水準であること、上限を外した昭和 49 年当時と比べると、就業の雇用化の進展により、給与所得者に一定の配慮を加える必要性はあるとしても、その必要性は薄れてきて

いること。

以上を踏まえ、中高所得の給与所得者については、上限設定を行い、一定の負担を求めべきではないかと考えられます。その際、どのような水準で上限を設けるかが論点となります。

3 ページ、特定支出控除の対象範囲の拡大について御説明します。今、申し上げた中高所得の給与所得者に係る給与所得控除の上限設定に合わせ、一般の給与所得者について特定支出控除の選択を拡大する観点から、対象範囲の拡大を行うこととしてはどうかと考えられます。この特定支出控除の対象範囲の拡大を行う場合、どのようなものが考えられるかが論点として挙げられます。

4 ページ、役員給与に係る給与所得控除の在り方について御説明します。一般的に上限設定することに加え、一般従業員の給与と役員給与の性格の違いを踏まえると、役員給与に係る給与所得控除の在り方自体を検討することが考えられます。

その際、給与所得控除には勤務費用の概算控除と、他の所得との負担調整の2つの性格があるとされていますが、役員については一般従業員に比べ、勤務の状態が従属的でないことや、給与の自己決定度合いが高いことなどを踏まえ、特に高額な給与を受け取っている役員については、他の所得との負担調整を認める必要性は薄れているのではないかと考えられます。

また、役員の中でも、いわゆる一人オーナーについては、その給与は法人の事業収入の分割としての性格があるといった特殊性や、22年度税制改正大綱を踏まえれば、さらなる見直しを図ることが論点として挙げられます。

5 ページ、これは、以上お示しした見直しの視点に基づき、一般従業員、一般の法人役員、一人オーナーに係る給与所得控除のイメージを示したものです。現行は、右肩上がりになっている線が示しているように上限がありませんが、上限を設定すると収入が増加しても控除額は増加しません。したがって、細い点線のように水平の線となります。

また、一般の法人役員については、他の所得との負担調整部分は適用せず、勤務費用の概算控除の部分を適用するという考え方で、高所得の役員については一般従業員に適用される上限設定の点線の半分程度のところに水平な線を引いております。控除額が点線との差だけ縮減されるというイメージとなります。

高所得でない役員については、一般従業員と実質的に変わりはないと見て、一般従業員と同じ給与所得控除を適用し、ある給与水準から徐々に控除額が縮減されるというイメージを示しております。

役員の中の、いわゆる一人オーナーにつきましても、太い点線で示していますが、一般の役員との違いを踏まえ、概算控除を見直すことが考えられることをイメージとして示しております。

6 ページ、退職所得課税について御説明いたします。退職金については、長期間にわたる給与が一時的にまとめて後払いされる性格のものとみられること、他の所得と比べて累進緩

和の配慮が必要と考えられることから、現在2分の1課税が適用されています。

この制度を前提として、給与の受取りを繰り延べて、高額な退職金を受け取ることにより、税負担を回避するといった事例も指摘されており、短期間のみ在職する役員等の退職金については、2分の1課税を見直す必要はないかということが論点として挙げられます。

また、現行の勤続20年を境に1年当たりの控除額が急増する仕組みなど、退職所得課税全体の見直しについては、税率構造の見直しと合わせて行うことが考えられます。

次に、3点目の論点である成年扶養控除と配偶者控除について、その事実関係等を事務方から説明させます。

○藤井税制第一課長

資料2の21ページでございます。成年扶養控除に関する22年度税制改正大綱の記述でございます。ここでは、就労している人と就労していない人との公平の観点から検討を行ってまいりましたが、更に議論を深めて幅広い国民的な合意を得ながら、今後、その見直しに取り組むこととするとされております。

22ページ、成年を控除対象とする扶養控除の概要を図で示しております。23歳～69歳までの38万円以下の所得の方については、成年扶養控除が認められております。対象となっている被扶養者数は520万人でございます。

23ページ、こういう成年の扶養親族について、主要国におきまして税制上どういう配慮がなされているかを示したものでございます。アメリカにおきましては、所得の少ない一般の成年についても扶養控除が認められておりますが、ほかの国は概して申し上げますと、障害者の方、あるいは学生に限って税制上の配慮措置がなされているところでございます。

24ページ、日本における成年扶養控除の適用者の状況を、総務省においてサンプル調査されまして、それを図示したものでございます。成年扶養控除の被扶養者は、20代、30代の方が約6割を占めております。グラフの下の方の2本でございますが、所得が比較的高い人に扶養されている成年の多くは、20代～30代の比較的若い世代でございます。一方、所得が低い人に扶養されている成年は、40代以上の中高年が多く、また障害者の割合も相対的に高くなっているという実態にございます。

引き続きまして、配偶者控除について25ページでございます。22年度税制改正大綱におきましては、広く意見を聴取しつつ整理を行った上で、今後見直しに取り組むとされております。

26ページは、配偶者控除の仕組みでございます。38万円の控除でございますが、適用者数は1,330万人となっております。

27ページは、給与階級別の配偶者控除の適用割合を示したものでございます。配偶者控除の適用割合は、給与収入が高いほど適用割合は高くなっております。ただし、給与収入1,000万円程度で頭打ちとなる傾向が見られるところでございます。

以上でございます。

○尾立財務大臣政務官

ただいまの事実関係に基づき、成年扶養控除及び配偶者控除に関する見直しの視点について、私から御説明いたします。まずは、もう一度資料1の7ページにお戻りいただきたいのですが、成年扶養控除について御説明いたします。

まず、昨年の経緯について申し上げます。そもそも成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であり、主要国の例を見ても一律に成年者について控除を認めている例はほとんどありません。昨年は、こうした問題意識や民主党マニフェストの内容を踏まえ、成年扶養控除の見直しについて議論が行われ、控除を存続する対象者をどのような範囲とするかが論点となりました。

次に、障害者等のところを御覧ください。障害者や要介護認定者については、成年であっても独立して生計を立てることが困難な状況にある人が少なくないと考えられることから、引き続き控除の適用を認めることが適当と考えられます。このほか、難病を患っている人や長期入院をしている人などについても、同様に困難な状況にあると考えられますが、引き続き控除を適用する範囲をどう考えるかが論点として挙げられます。

次に、所得水準の観点のところを御覧ください。成年扶養控除の適用実態を見ると、所得が低くても成年者、特に中高年者を扶養している人が少なくありません。こうした人については、そうせざるを得ない相当の事情があると考えられることから、引き続き控除の適用を認める必要があるのではないかと考えられます。

一方、高所得者に扶養されている成年者の多くは若者であり、親に比較的余裕があるために、子が独立せず扶養されているケースは少なくないと考えられます。こうした家計について、親に余裕がなく、子が早く独立せざるを得ない家計と比べた場合、所得控除により担税力の減殺を調整することをどう考えるかということが論点として挙げられます。

次に、配偶者控除について御説明します。8ページを御覧ください。配偶者の就労に対する中立性の確保や、配偶者の存在を一律に担税力の減殺要因ととらえるべきではないとの観点から、現行制度は廃止を含めて根本的に見直すべきとの議論があります。

一方で、配偶者控除については、影響が及ぶ範囲が非常に大きいことや、夫婦は生活の基本的単位であり、現行制度を維持すべきとの議論があります。また、納税者本人の所得と配偶者の就労割合との間には、以下のような関係がありますが、これを見直しに当たって考慮する必要があるかどうか論点として考えられます。すなわち、納税者本人が低所得で配偶者が働いていない夫婦は、子育て等の事情があるため、共働きとはなっていない場合が多いとも考えられます。こうした家計の配偶者に対して、一定の配慮を行うことをどう考えるか。また、納税者本人が高所得者の場合、生活費を補完するために配偶者が働く必要は乏しくなっているものと考えられます。こうした世帯については、最低生活費の保障という観点から、人的控除を認める必要性をどう考えるかという論点が考えられます。

なお、22年度に引き続き所得控除から手当へという観点から、子ども手当についての制度改正が行われる場合に、配偶者控除の在り方についてどう考えるかということも前回、玄葉大臣がごあいさつで言及されましたが、論点となると考えられます。

所得税については、以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

続けて逢坂政務官、お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

それでは、私の方から個人住民税について御説明をいたしたいと思えます。「個人所得課税（個人住民税）」という資料を御覧いただきたいと思えます。

1 ページ目に、個人住民税の論点を整理してございますけれども、私から論点を説明する前に、まず事務方から論点に関連する事実関係を簡単に説明させたいと思えますが、所得税と同じく、金融証券税制に関する論点は次回の税調で取り上げることとし、今回は諸控除の見直しについて議論したいと思っております。

それでは、よろしくをお願いします。

○杉本市町村税課長

総務省市町村税課長の杉本でございます。それでは、資料の2 ページをお開きいただきたいと思えます。住民税につきましても、基本的には所得税と同じ観点でございますので、住民税特有の部分について資料で御説明をさせていただきます。

まず2 ページでございますが、住民税の諸控除の関係につきましても、上の2 つ目のポツで、今後の所得税における控除整理も踏まえ、控除の在り方について検討を進めますと、昨年の大綱に書かれております。また、今年出されました専門家委員会の中間的整理におきましては、その際、地域社会の会費という個人住民税の基本的性格から、所得控除の額は所得税より低い額となっていることに留意が必要。また、個人住民税の税額控除については、政策的な控除は極めて限定的という記述がございます。

3 ページ目、今も申し上げましたが、個人住民税の性格といたしましては、地域社会の会費としての性格を言われておりまして、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格を有しており、所得税よりも課税最低限が低く設定されていて、比例税率を取っているということで、税率構造が所得にかかわらず10%の応益性が明確化になっているところでございます。

そのほか、所得控除におきましては、所得税よりも各控除は低く設定されておりますし、例えば生命保険料控除におきましても、上限額が低く設定されております。

税額控除につきましても、課税技術上の控除が中心で、政策的控除は極めて限定的となっているところでございます。

4 ページ目、個人住民税所得割の計算のフローチャートでございますが、左の方、給与所得控除の部分までは所得税と同一の計算になっておりまして、そこから右の各個別の控除関係、ここから右のところは個人住民税独自の計算となっているところでございます。

5 ページ目、先ほども御説明いたしましたが、真ん中辺りに縦にございますけれども、個人住民税の人的控除につきましても、所得税と比較していただきますと、いずれも項目は同じでございますけれども、単価が低くなっているところでございます。

6 ページ目、その他の所得控除の概要でございますが、基本的に所得税と同じでございますが、一番下の方、生命保険料控除と地震保険料控除につきましては、控除額の最大が所得税よりも低く設定されているところでございます。

7 ページ目、税額控除についての表でございますが、先ほども申し上げましたけれども、基本的に住民税の税額控除は主として課税技術上の控除ということで設けられているものでございまして、一番下にありますような税額控除につきましては、所得税には設けられておりますが、個人住民税には設けられていないということでございます。

8 ページ目、その中でも政策誘導的な控除、生命保険料控除ですとか地震保険料控除については、先般の税制調査会における片山会長代行の御発言の中でも、地域主権改革というのは、地域のことは基本的に地域で決める、地域の住民の皆さんが責任を持って決めるということで、特例の細部にわたってまで国が関与し、地域主権改革の文脈の中でその関与を外していくことが必要ではないかということです。

その例としましては、生命保険料控除につきましては、下にありますように減収額が1,600億、地震保険料控除では約100億の減収が生じているということで、右側にありますような控除の趣旨と地域主権という観点をどう考えるかということでございます。

9 ページには、これまでの税制調査会における、こうした個別の論点についての考え方が整理されているところでございます。

10 ページは、退職所得に係る課税方式でございますが、ここについては基本的には所得税と同じになっております。ただ、真ん中のちょっと上の右の方でございますが、10%の税額控除というものがございまして、これは住民税独自の制度でございます。これが導入されましたのは、昭和42年の所得からでございますが、このときに退職所得課税については、この部分だけ現年課税化が行われております。当時の考え方といたしましては、税額相当に係る運用益が失われる。1年、翌年の課税から現年課税に移るわけでございますので、その1年間の運用益が失われるということで、当分の間の措置として導入されたとされております。

当時の公定歩合の状況が四角で囲ってあるところでございますが、当時は6.2%、現在は0.3%ということで、こういった金利状況の中で、この10%の税額控除をどう考えるかというところでございます。

以上でございます。

○逢坂総務大臣政務官

それでは、1 ページ目にお戻りいただきたいと思っております。事務方からの説明にもあったとおり、平成22年度税制改正大綱では、個人住民税の諸控除について今後の所得税における控除整理も踏まえ、控除の在り方について検討することとされております。そこで、本年度税制改正における個人住民税の諸控除に関する論点は、3点あると考えております。

課題の1つ目は、所得税で成年扶養控除、配偶者控除、給与所得控除、退職所得控除の見直しに関する論点について説明がございましたけれども、これらの控除の見直しについては住民税もセットで検討すべきではないかということです。

課題の2つ目は、地域社会の会費である住民税については、政策的な減税措置が極力抑制すべきことが基本と思われますけれども、これまでも見直しの必要性が指摘されながらも、生命保険料控除、地震保険料控除といった政策的な控除が残っている現状があるが、これをどう考えるかということ。

課題の3つ目は、退職所得課税に関する住民税独自の仕組みとして、退職所得に係る住民税を1割減額する制度があり、この特例は昭和42年の創設以来長らく放置されていたが、導入経緯や昨今の金利情勢を踏まえると見直しを検討する必要はないのかということ。

個人住民税の論点については、以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見等があれば、どなたからでも、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

次の会合がありますので、先に質問させていただき、あるいは私の意見を言わせていただきたいと思います。

主として個人所得課税の所得税、国税の世界なんですけれども、見直しの視点という最初の所得再分配機能なんですけれども、これは専門家委員会の指摘もありますし、私自身も20年近くこれを見ていて、やはり明らかに格差拡大の一つの大きな要因として、税における所得再分配機能がほとんど効いていない。その際、やはり最高税率を引き下げたことも大きいのではないかとされておりまして、私はどちらかというところ課税ベースがどんどん縮小された方が大きいと見ておりましたので、この間、1年間ぐらいずっと見ておりました、総理大臣が国会等の答弁で最高税率の見直しもしなければいけないということは語っておられますので、象徴的な意味としては40%の所得税の最高税率を、例えば45にするとか、そういうことも一つのシンボリックな意味はあると思うんですが、たしか40%台の最高税率を1%上げても大体350億円ぐらいと聞いておりましたので、5%上げても2,000億円弱の収入しかないだろうと思います。

それよりも、昨年実施した扶養控除の廃止、今年は成年扶養控除、配偶者控除、更には給与所得控除の問題も入っていますので、こういった給与所得控除その他の方をしっかりと手を付けていく方が、民主党の税制改正をこれまで所得控除から税額控除、更にはこれを手当へという方向性に合致していると思いますので、その方向で議論していく必要があるのではないかと考えています。

問題は給与所得控除なんですけれども、昨年あるいは一昨年も、これは野党時代からずっと議論してきたわけなんですけれども、たしか去年、連合、経団連、日本商工会議所、そして税理士会の4団体の方々を、この調査会でヒアリングしたときも、やはり上限を設けるべきだという点では一致していたんですが、その上限がどのぐらいまでなのかということが一番問題になったように思います。

私は、資料2の8ページ、給与所得者4,587万人の状況を見たときに、昨年は2,000万と

いう数字が一番多かったわけではありますが、どうも 2,000 万では余りにも給与所得控除を適用する上限については高過ぎるのではないかと。この数字から見ても、一般の給与所得者の人たちの水準は 430 万円ぐらいであるとか、あるいは大企業を見ても 600 万円ぐらいだとか、そういったところであるわけですから、年功序列型の賃金を前提したとしても、やはり 1,000 万円前後のところに置くか、あるいは基準として、よく我々は貧困層については中位数の半分以下のところに水準を出すわけでありまして、ある意味ではそういう一定の基準を設けて、その数値以上の金額を給与所得の上限と持っていく必要があるのではないかと。個人的にはそういう見解を持っているところでございます。

それから、特定支出控除は、必然的に給与所得控除を下げてまいりますから、当然のことながらそれを見直ししていく、そしてできる限り実額控除の方向に転換していくように対象範囲は拡大していった方がいいだろうと思っているわけでありまして。よく前の藤井税調会長時代には、新聞などは入れるべきだとか、そういった議論をされておりましたので、恐らく図書、新聞類は必要ではないかと思っております。

今回、非常に大胆に提起されていることで、私自身もなるほどと思ったんですが、役員給与に係る給与所得控除の在り方について、ある意味では一般従業員と役員を分けられているというのは非常に新しい視点で、私自身も概算控除と他の所得の負担調整と 2 つに分けて、大体半々というふうに整理されて、役員の場合はその半分を適用しないというのも 1 つの見識だろうと思いますし、この点は、いわゆる所得再配分の観点からも、私自身はこの考え方はいいのではないかと思います。

更に昨年、例の一人オーナー会社の問題で、これは最終的に党が要請を受けて、実は整理した経過がございますが、問題点としては一人オーナー企業の問題については、自らある意味では自分たちの給与水準を決められるわけですし、本当に個人事業主として、ある意味では必要経費控除の均衡に加えて、一般役員との地位や給与決定方法の違いもありますので、これはもう一回改めてここで議論をして、ある意味では二重の控除に近いわけですので、この点は少し抜本的にメスを入れる必要があるのではないかと思っております。

退職金の所得控除も、私自身はかねてから、どうしてこんなに退職金が優遇されるのかと。これを悪用する例が非常に増えてきているわけですので、課税の公平性ということから考えても、この点の見直しは避けられないのではないかと思っております。

成年扶養控除は、昨年大変議論いたしました。できる限り全体の合意をということで、昨年は社会民主党の大きな主張もあり、この点については昨年は断念した経過がございますが、是非障害者とか所得水準の低い方々については勿論配慮するわけでありまして、一定の成年扶養控除の見直しは進めていかなければいけないのではないかと。

配偶者控除については、これは様々な視点がございますし、私自身も配偶者控除を廃止すべきだという考え方でございますが、この点は専門であります小宮山副大臣もお見えでございますので、そちらの方に譲って、私の意見だけとりあえず発言させていただいて、大変失礼でございますが、退室をさせていただきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

笹木さん、どうぞ。

○笹木文部科学副大臣

今、お話にもありました成年扶養控除の見直しについてなんですが、先ほどの資料2の23ページの表にもあるとおり、大学生や大学院生を扶養する家計の負担減に資している。このことはよく考えるべきであると思います。ドイツ、フランス、アメリカにおいても、25歳未満あるいは24歳未満の学生については成年扶養控除の対象にしている。日本で言いますと21万6,000人以上がこの対象者、いわゆる社会人学生を除くこういう対象者がいるということです。是非、この見直しを行うということであれば、こうした家計に影響が出ないように配慮が必要ではないかと思われま。

あと、もう一点、配偶者控除の見直しについてなんですが、子育て世代の専業主婦世帯の負担の増加という点、特にその中でも、幼稚園においては専業主婦世帯の子どもが多く在籍している。ここら辺りの負担増になることについては、よく吟味が必要かと思っております。また、その見直しを行う場合には、やはり特段の配慮が必要ではないかと思っております。障害のある子どものいる世帯についても、子どもの介助等のための専業主婦世帯が多く存在している。ここにもよく目配りをする必要があるのではないかと。そういうふうに思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

海江田大臣、どうぞ。

○海江田内閣府特命担当大臣

すみません、小宮山さん、私も途中から退席をしますので先に。

幾つかあります。1つは特定支出控除ですけれども、ここの書きぶりでは給与所得控除と実額控除という話ですが、これは御案内のように、最初はサラリーマンの必要経費の議論から来ていまして、1970年代、青木茂さんが一生懸命やっていた話でありまして、あのとき、実は一つの結論というものは、やはりこの給与所得控除を2つに分けて、さっきのまさに一人オーナーのところでもそういう議論がありましたけれども、その2分の1は根っことして保存をして、残りの2分の1と特定支出を比較してという話で整理されたわけでありまして、ところが実際には根っこからのところと比べてということで、その根っこから比べてのところは、結局やったお陰で仏つくって魂入れずで、3人とか4人とかという結果になりました。

これを、実額控除ですからサラリーマンの必要経費的なものを広げるといっても、それはせいぜい何十万人になるかならないかの世界でありますから、この場合はやはり2分の1の根っこの部分は残しておいて、2分の1と実額とを比較してというふうな形にしないと、せっかく、なるべく実額控除を認めよう。それから、サラリーマンもしっかり、自分の経費的なものが何なのか、そういうものを考えてもらおうということから言いますと意味をなさないので、ここは是非2分の1と比較をして、実額控除のところを考えていただきたいという

ことでございます。

それから、退職所得控除は今回こういう形で2分の1非課税というものが、特に短期の人で、さっきおっしゃった逃税の可能性もある。それから、私は何よりも一番不公平であると思っているのは地方自治体の首長などです。それから、申し訳ありませんけれども、天下りの渡りの人たち。まさに3年、4年で何千万円のお金をもらって、それが退職所得になった瞬間に2分の1は非課税である。今どき、こんなに財政が厳しい折から4,000万円もらって、その瞬間に2,000万円が非課税になるという世界はありませんから、ですから、その渡りの退職金と首長の1期ごとにもらう退職金という意味で、これは是非そういうところはなくす意味で、何年が適切かというのはまたいろいろ議論のあるところですが、やはり4年や5年でこの退職所得ですというのは、これはもう通らない話ではないだろうかと思います。

それから、一人オーナーの話について、これは中野先生と随分、去年はいろいろ、もう峰崎さんはいなくなりましたけれども、話をしたわけで、そのときに若干問題点が残っていたわけですが、さっきの峰崎さんの話にあるように、給与所得控除の上限を例えば600万円なり1,000万円ぐらいのところから、そこからフラットにしていくという話であります。ここで言う一人オーナーで高い給料をもらっているという人たちがかなり制限が加えられるのではないだろうかと考えておりますので、ここは法人税と個人の給与所得との間でかなり議論のあるところでありますから、給与所得のフラットにするところを幾らにするかという議論と併せて、ここは考えていけばいいのではないだろうかと。そのように思っております。

まだ幾つか、配偶者控除もありますが、それはまず小宮山さんの意見を聞いてからと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

それでは、小宮山副大臣、お願いします。

○小宮山厚生労働副大臣

皆さんに振っていただいて、ありがとうございます。

この配偶者控除につきましては、やはり先ほども御紹介にあったように、控除から手当にというのがこの税調の基本方針として、子ども手当をつくるときに扶養控除と配偶者控除を廃止してということを経源にしたということであると思います。

それで、配偶者控除については様々な御意見がありますけれども、これは民主党ができたときから男女の調査会といたしましては、これはライフスタイルの選択、働くか働かないか、どういう働き方をするかにかかわらず公平で公正な制度であるべきであるということで、この配偶者控除はそこに、フェアでないから廃止をとということはずっと言ってまいりました。あと、男女共同参画の基本法の中にもそういうことを、ちゃんと公平な制度にするようにと、社会制度の見直しにも掲げられているところがございます。ここは子ども手当をつくったときの発想からも、そういう民主党の原点でもあります男女共同参画というところからしても、配偶者控除は廃止するという姿勢は是非出していただきたいと思います。

ただ現状、これは潜在就業率が80%を超えるという先進国と同じように、働きたい女性が多いということをバックに持って、働き方の見直しとも関わるところですので、ここも私の厚生労働省と関わりますけれども、今、雇用の場がこのように整っていないという中で、やはりすぐに全部廃止をするということは、なかなか働きたい人が働ける雇用の場の設定や均等待遇などのいろんなことを進めた上で全部を廃止するということだと思いますので、すぐに全廃をとすることは配偶者控除について私からも申し上げません。

ただ、廃止をするという方向性は出させていただいて、当面報道される場所では1,000万円以上の配偶者控除を廃止することを御検討と承っておりますが、それも一つの考え方であると思いますけれども、今、私が最初に申し上げた、働くか働かないか、どういう働き方にかかわらず公平な制度という意味からいきますと、先ほど峰崎さんがおっしゃった税額控除というものも考えられるのではないかと。ですから、税額控除でも、今、言われているような子ども手当の増える分について、当たる分の制度設計というものはできると思いますので、所得の再分配構造を強めるという意味からしますと、高額所得を外すというものはあるかもしれませんが、男女平等というところからいきますと、これは税額控除を中途段階として、それで何年かかけて、労働の市場などもちゃんと整えた上で全廃というのが、私はそちらの方がよいのではないかと。配偶者控除については、それを是非お願いしたいと思います。

もう一点だけ、成年扶養控除については、20代、30代で非常に高額所得の方のそういうところが多いというところは私は見直すべきであると思いますけれども、やはり障害がある方とか要介護である方などについてはきめ細かい対応が必要であると思っております、その際に現場の事務負担が過大となるという心配がありますが、これについては例えば要介護認定とか各制度で既存の認定がございますので、そうしたものを活用して、必要な人にはきめ細かい配慮をするということができないのではないかと。そのように思っております。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。ほかにどなたかございませんでしょうか。

大臣、どうぞ。

○野田財務大臣

小宮山さんの御発言があったので改めて確認したいんですけれども、私、2009年のマニフェストも、今回の参議院のマニフェストも関わっていないんです。ですから、子ども手当のところを確認したいんですが、控除から手当という哲学の中で、どの控除を倒して、月額どれぐらいの子ども手当を出すというのが原点だったんですか。多分、2万6,000円と違うと思うんです。積み上げの議論ではないと思いますので、少しその辺の確認をさせてください。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

最初、私が制度設計の責任者をしていたときに、最初の子どもの手当の設計は、子どもの扶養控除と配偶者控除をなくす。それは男女共同参画と子どものことと併せてやっていったも

のですから、その中で子どもの扶養控除と配偶者控除を外した金額を子どもの数で割ったものが1万6,000円です。それが原点です。

その後、ある時期にぼんと1万円積まれた総額6兆円というものが出てきて、これは政権を取ったら財源は出てくるということで、そういうふうになりましたので、そこは少し最初の制度設計と違って、ばらまきであると言われることの始まりかなと、そのように思っております。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○海江田内閣府特命担当大臣

今の関係で、老年者控除を復活させてというような話はなかったですか。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

今、申し上げたように、子どもの扶養控除を外すということです。ですから、老年者控除のところは外していません。子どもに関わる扶養控除を控除から手当にするということと、それから、さっき申し上げた男女平等というところから配偶者控除を外す。その2つの控除を外して割ったら1万6,000円であるというのが子ども手当の原点です。

○五十嵐財務副大臣

そういう意味ではなくて、老年者控除を減らされた部分を復活させるというマニフェストがあったと思いますが。

○小宮山厚生労働副大臣

それは子ども手当とは関わりのないところで、そういうことはありました。あと、年金の控除と併せてありました。

○海江田内閣府特命担当大臣

ところが、それが全くないかといいますとそうではなくて、実はその人たち、今、実際に私なども選挙でやって、子ども手当で一番、お年寄りの方たちで、自分たちは子ども手当もなく、子どもを3人、4人、しっかり育ててきた。そして、今まさに配偶者控除なのか、あるいは自分の配偶者控除が外れるとしたら、やはり自分たちの老年者控除をせめて増やしてもらわないと結局、税負担だけ増えてしまいますねということで、実は子ども手当と関連して意見が言われたんです。ですから、その点だけはやはり指摘をしておきます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

それについては、私の説明の仕方からしますと、高齢者の方がこれから安心して暮らせるためには、やはり子どもたちが、これからの子どもたちを社会で育てるという観点から、皆さんの生活の安心への、未来への投資でもあるのですから、そここのところは御協力いただき

たいという説明をすると、高齢者の方もかなり納得していただけている。私は少なくともそう思います。

○五十嵐財務副大臣

それは、そういう面があると思います。

ほかにございますでしょうか。

それでは、今日は盛りだくさんでございますので、すみません、次に移らせていただきたいと思います。

次に、さきの「保険年金」に係る最高裁判決に対応する納税者の救済等の議題に移ります。本件に関しては判決後、野田財務大臣から御発言があり、その中で、「生保年金以外に相続をした金融商品で、今回の判決を踏まえて改善しなければいけないものがあれば政府税調の中で議論して、来年度の税制改正で対応することも視野に入れる」と言及をされております。

こうした政府税調での議論の前提として、専門家委員会委員の中里教授、三木教授ほか8名の租税法の専門家による臨時的な研究会が行われ、判決内容につき学術的な見地からの検討が行われました。本研究会におきまして、このほど報告書がとりまとめられましたので、参加をされた有識者を代表して、東京大学の中里教授から御報告をお願いいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

○中里東京大学教授

よろしくお願ひいたします。中里でございます。それでは、7月6日の最高裁判決に関する、この研究会の報告書の概要をごく簡単に、かいつまんで御説明させていただきます。そこに「『最高裁判決研究会』報告書の概要」というものがございますので、これを御覧ください。

そこに1. や2. 云々と書いてありますが、まず「1. 最高裁で争われた課税関係及び判決の趣旨」ですけれども、この判決がどのくらいの射程に及ぶかということですが、裁判所の判決というものは当該個別の事案の解決に関する限りのことを述べているわけですが、そこに書かれていることを過度に拡張するという必要はありませんし、またしてはいけないというところはございます。

それで、今般の最高裁判決は相続税法24条の解釈を軸に展開されていることにかんがみますと、直接の射程としては法令の解釈変更により対応すべきものは、この24条によって評価がなされている相続財産、すなわち「定期金」に限定されると考えるのが法律的には自然であるという結論をまず得ました。

それで「定期金」以外の相続財産についてどのようになるかということですが、その1ページ目の(1)に書いてあるとおり、土地・株式、無体財産権等について「定期金」との差はどんなところにあるかということが書いてございます。

土地・株式等の財産から生ずる将来収入は「定期金」のように事前に確定しておらず、また、相続以降いつでも第三者への譲渡等によりそこから生じる所得の性質・実現時期に変動が生じ得ることから、相続時点における財産評価と、実際に相続人当人が受け取ることとな

る将来収入が「定期金」の事案で判示されたのと同じような意味において「経済的価値において同一」であると考えすることは必ずしもできないのではないか。つまり、判決の射程は及びにくいのではないかということでございます。

また、土地・株式等「元本」が減価しない財産については、地代・配当等に関する所得税は「運用益」部分に対してのみ課されております。一方、減価償却資産については、所得課税に当たって減価償却費相当額が必要経費として控除されており、いずれにせよ「元本」部分が「運用益」として課税されることが防止されているというふうになっております。

これを踏まえますと、相続財産となったこれらの財産に対して時価に基づき相続税を課税しつつ、当該財産から将来生ずる収入等に対して所得税を課税することが本判決の趣旨に照らして問題があるとは言えない。つまり「運用益」に対して課税することは問題がないという結論を得たわけでございます。

更にめくっていただきますと「2. 『定期金』以外の相続財産について」というところの「(2) その他の財産」ということで、更に少し技術的なことが書いてございます。

これは、土地・株式等の値上がり益の扱いでございますが、下の図で御覧のように、先代が取得し、相続の時点まで値上がりした。そこで相続が真ん中のところで行われ、更にそれを相続人が引き継いたらまた更に値上がりしたというときに、先代の保有期間中に値上がりした部分について相続税は当然「増価分B」というところにかかっているわけですが、更に、最後に相続を受けた人が当該土地や株式を譲渡したときに、その相続税のかかっている増価分(B)の部分を含めて所得税の課税対象になっているわけでございます。

そうしますと、いかにも二重で課税がなされているように見えるわけでございますけれども、この場合には所得税法60条1項というものがございまして、被相続人の、つまり先代の取得価額が相続人に引き継がれることを規定しているということですから、今の法律の建前上、このようなことは二重の課税であるからけしからぬとか、そういうことにはなり得ないということになるかと思えます。

更に3ページ目をめくっていただきたいんですが、ほかに「定期金」以外の相続財産で、土地・株式等以外でどのような問題が生ずるかということも議論いたしまして、定期預金の利子とか配当期待権について先ほどと同じような問題が出てくるのではないかということが議論になりました。侃々諤々の議論をさせていただきました。

下の図を御覧になっていただくと分かるんですが、先代の段階で経過利子が生じ、相続の時点までの経過分について含みで利子のようなものが生じていて、それについて相続税がその部分も込みでかかり、そして満期になりますと、またこの所得税がかかるわけですが、定期預金等については最後の子どもなり何なりが、相続人が引き継いだ段階で先代の保有期間からずっとこの所得についてまとめて利子に対する所得税がかかるということになります。

そうしますと、相続の時点でその一部、先代が保有期間中の既経過利子につきましては相続税がかかり、そして最後に所得税がかかるので、先ほどの土地や株式と同じような問題が生ずるように見えるんですが、そこにいろいろ、縷々説明がございましてけれども、これにつ

いても必ずしも所得税法 9 条 1 項 16 号の本件判決で問題になった条文に抵触するものではないという結論を得たわけでございます。

ただし、土地・株式等の値上がり益については所得税法 60 条 1 項の条文がございますが、この定期預金等についてはそういう条文が必ずしもない。実務上の取扱いとしてそうなっているわけでございます。

それで、そのこの 3 ページ目の四角で囲まれているところの最後のポツですが、ただし、相続税・所得税の課税関係において先に述べた土地・株式等の値上がり益と定期預金の既経過利子等とは本質的に変わるところがないにもかかわらず、被相続人に生じている未実現の利得について実現段階で相続人に課税されることについて、先ほど御説明いたしましたことの前者には所得税法 60 条 1 項という明文の規定が置かれ、後者、つまり定期預金には明文の規定がないことで、今後、様々な議論が生じ得るということが考えられます。したがって、この際、現行の取扱いについて、これは間違っているわけではありませんけれども、確認的な意味で立法的な手当てを講じていただければ一番、現実の現場が混乱せず、納税者にとって納得のいく形なのではないかという結論を得ました。

以上、御報告させていただきます。

#### ○五十嵐財務副大臣

中里先生、ありがとうございます。それでは、今の中里教授の御説明に関して、そのの部分に限って御質問・御意見等があれば、どなたからでもお受けをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これに関しましては、続きまして「保険年金」に係る最高裁判決を受けた対応について尾立財務官の方から御説明をお願いします。

#### ○尾立財務大臣政務官

それでは「保険年金」に係る最高裁判決を受けた対応について御説明させていただきたいと思えます。本件は、本年 7 月の最高裁判決を受け、相続等により取得された「保険年金」に対する所得税の課税の取扱いに関する対応です。具体的な対応としては、現行法に基づく対応が可能な過去 5 年以内の「保険年金」に係る所得税の還付と、現行法では対応できない平成 16 年以前の「保険年金」に係る所得税の還付とに区分されます。

まず、現行法に基づく 5 年以内の「保険年金」に係る所得税の還付への対応についてですが、皆様方のお手元にお配りさせていただいております「説明資料 『保険年金』に係る最高裁判決を受けた対応について（平成 16 年分以前の『保険年金』に係る所得税の還付）」の 1 ページ目を御覧ください。

この「保険年金」の所得金額全額を課税していたこれまでの取扱いを、課税部分と非課税部分に振り分けて課税するよう、法令解釈を変更しました。網かけのところが非課税部分でございます。これを受けて、非課税部分に対応する所得税の還付手続が先月 20 日から実施されております。

次に、平成 16 年分以前の「保険年金」に係る所得税の特別な還付についてです。特別な還

付の対象は、適正還付の裏づけとなる税務署における確定申告書等の保存期間、7年でございますが、これを踏まえつつ、また、ぎりぎり民法の債権の消滅時効の期間、これは10年となりますが、すなわち10年間遡及することとし、平成12年分以降平成16年分以前の「保険年金」に係る所得税について、特別な還付措置を講ずることといたします。この方針については、10月1日に財務大臣から納税者に向け発表させていただいております。

その後、所得情報が十分でない平成12年から平成14年分を含む平成16年分以前の「特別な還付」の還付額について検討してまいりましたが、その概要をまとめましたので、税制調査会に報告させていただきます。恐縮ですが、資料の2ページ目を御覧いただきたいと思っております。

まず、平成15年・平成16年分の還付額、「特別還付金（仮称）」と呼んでおりますが、これについては税務署において確定申告書等が保存されていますので、現行法の「還付金」の計算に準じた方法により計算をいたします。

一方、税務署において確定申告書等が保存されていない平成12年から平成14年分までの還付額、「みなし特別還付金（仮称）」と呼ばせていただいておりますが、これについては資料にありますとおり、平成15年の所得情報に年金情報を組み合わせて計算いたします。

「特別な還付」の請求期間は、納税者の便宜や生命保険会社等の書類保存等の負担を勘案して、法律の施行から1年間、つまり再来年、平成23年3月の確定申告期を含む期間となることを想定しております。

この特例措置による「特別な還付」のより詳細な内容については補足資料を用意いたしましたので、そちらも御参照願います。

「保険年金」に係る最高裁判決を受けた対応についての説明は、以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

引き続き、総務省から地方税に関してお願いします。

○逢坂総務大臣政務官

個人住民税に関して「保険年金」に係る最高裁判決を受けた対応について資料を用意しておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

いわゆる過去5年超分の救済に関する地方の対応についてでございますけれども、これについては当然、個人住民税にも影響が生じるわけですが、過去5年超分について救済を行うかどうかについては地域の自主性の観点や、現状においても各地方団体の判断で過去5年超分について給付等によって救済を行っているという事例もございますので、そうしたことも勘案して地方団体の判断に委ねることとしたいと考えております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、かなり思い切った、過去にない部分の還付もするという決断をされたようでございますが、御質問・御意見があればどうぞ、おっしゃってください。

どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

すみません、言い間違えました。この「特別な還付」の請求期間は再来年で、平成 24 年 3 月です。私は平成 23 年 3 月と申しましたので訂正をさせていただきますが、平成 24 年 3 月の確定申告期を含む期間となることを想定しております。

○五十嵐財務副大臣

いかがでしょうか。かなり技術的な改正でございます。

よろしゅうございますか。

それでは、この議論につきましてはここまでといたしまして、次に国際課税でございます。続きまして、専門家委員会の国際課税に関する論点整理につきまして、とりまとめをしていただきました神野専門家委員会委員長及び中里国際課税小委員会座長から御報告をお願い申し上げます。

○神野専門家委員会委員長

専門家委員会の委員長を仰せ付かっております神野でございます。よろしく願いいたします。

お手元に 3 種類の資料を配付していると存じます。「国際課税に関する論点整理」という本体と、その要約版でございます「税制調査会専門家委員会『国際課税に関する論点整理』のポイント」という 1 枚紙のものと、それから国際課税小委員会の委員名簿を配付させていただいていると思いますので、御覧いただければと存じます。

私の方からは、この国際課税に関する論点整理をまとめるに至りました経緯を中心に御説明させていただきます。

まず、これまでの経過についてでございますけれども、資料の「国際課税に関する論点整理」、つまり本体を 1 枚おめくりいただきまして 2 ページ目、初めから 4 行目の「具体的には」と書いてあるところを御覧いただければおわかりいただけますように、平成 22 年 4 月 8 日の税制調査会におきまして、国際課税の分野に関する諸問題、これは国際連帯税を含んでおりますが、それに係る理論的・学術的な側面などについて検討を行うために、専門家委員会の下に国際課税小委員会を設置することが決められております。この決定に基づきまして中里座長の下に、資料の国際課税小委員会の委員名簿にございますような、国際課税にお詳しい研究者の先生方にお集まりをいただきまして、都合 5 回の会合を通じて精力的に議論を積み重ねていただきました。

この小委員会では、この精力的に重ねてきた議論の概要をまとめ、また提起された主要な論点などを分類整理した論点整理素案を 10 月 26 日にとりまとめていただいております。この小委員会のとりまとめを受けて、専門家委員会におきましても昨日 11 月 8 日に更に議論を積み重ねました。その結果、お手元の先ほど御紹介いただきました「国際課税に関する論点整理」という本体は昨日の専門家委員会としてとりまとめたものでございます。

以上が経過でございますが、次にこの論点整理の構成について御説明させていただきます

と、先ほど御覧いただきました「国際課税に関する論点整理」という本体の1ページ目に「はじめに」とございますが、ここには国際課税を巡る最近の諸状況や経緯などについて記してございます。

3ページ目からは具体的な内容となっておりますけれども、それぞれ四角い枠で囲んでおりますところにテーマごとの論点の概要を記してございます。その下にテーマごとに、委員から提起されました主要な論点などを分類して整理しているという構成になってございます。

この四角で囲みました（議論の概要）の部分に基づき、それを1枚にしたものが最初に1枚紙でお配りしてございます「税制調査会専門家委員会『国際課税に関する論点整理』のポイント」という紙でございます。この後、この資料に基づいて中里座長の方から論点整理のポイントを簡単に説明していただきたいと思っておりますので、私の説明は以上にとどめさせていただいて、小委員会の中里座長の方から論点整理の内容につきまして御紹介をさせていただきます。

○中里国際課税小委員会座長

それでは、引き続きまして「『国際課税に関する論点整理』のポイント」というこの1枚紙を御覧いただきながら、それについて御説明をさせていただきたいと思っております。ただいま神野委員長から経緯等については詳しく御説明がございましたけれども、この内容を更に敷衍させていただくということでございます。

まず「I. 国際連帯税を巡る国際的な動向の整理等」でございます。国際連帯税につきましては、その明確な定義があるわけではございませんが、一般的に国境を越える活動に課税し、その税収を貧困問題、環境問題等の地球規模の問題への対策に充てるものとされております。

代表例といたしまして、航空券連帯税や通貨取引税が上げられているところでございます。このため、この小委員会におきましても航空券連帯税や通貨取引税を中心に議論を進めました。

まず「1. 国際連帯税に関する一連の動き」でございます。昨今の地球規模の様々な問題への関心の高まりを背景に、新たな資金調達方法の一つとして、2000年代後半からフランスや韓国等で航空券連帯税が導入されております。他方、通貨取引税について。これは導入をしている国はございません。

次に「2. 航空券連帯税についての議論」でございます。国際航空に課税する航空券連帯税につきましては、消費税が免税となっている国際航空と消費税の課されている国内航空との間の消費課税の非中立性の改善に資する一方で、航空産業に与える影響等については、更に十分な検討が必要であるという議論がございました。

また、航空に対する課税に着目すると、主要国では旅客数や航空料金等に応じた課税を行っており、その税収の用途については一般財源の場合もあれば、特定財源の場合もあるという指摘もございました。様々でございます。

「3. 通貨取引税についての議論」です。開発資金調達や投機的な為替取引抑制を目的と

して外国為替取引に課税を行う通貨取引税につきましては、低率の課税であっても多額の財源を調達できる一方で、そのことの裏面ですが、経済取引に歪みを生じさせる可能性や租税回避が行われる可能性等の種々の問題点について十分な検討が必要であるという議論がございました。

次に「Ⅱ．国際課税に関する中長期的な課題」について御説明いたします。

その中の「1．企業活動の国際化等を踏まえた国際課税のあり方」でございます。経済のグローバル化がますます進化する中で、国際課税についても新しい流れが生じております。そのような状況を踏まえまして、従来からの国際課税原則に関する課題等について議論を行ったわけでございます。国際課税の在り方を考える上で、租税回避など課税管轄権からの離脱を防ぐ措置。これは strong fences policy と呼ぶことができると思いますが、これに対して広く門戸を開いて通商の拡大を図る措置、open doors policy と2つの方向性が考えられます。我々の議論におきましては、今日のような開放経済の下で国際的経済活動を阻害しない形で税収を確保するためには、この2つのポリシーのいずれか一方に偏るのではなく、両者の適切なバランスを取る必要があるという指摘をしております。

次に「2．非居住者及び外国法人の課税ベース―帰属主義への見直し―のあり方」について議論を行いました。外国法人への法人所得課税につきましては、その支店が国内に存在する場合に、国内法上すべての国内源泉所得について総合して課税するという、いわゆる総合主義に基づく一方で、我が国が締結している租税条約においては支店に帰属するすべての所得に課税するという帰属主義を原則としてまいりました。国内法と条約等で方針が異なっているわけでございます。

今般、我が国を始めとする先進国を中心とした国々の国際標準となっておりますOECDモデル租税条約が帰属主義に基づく課税の在り方を明確化した改定を行いました。これを契機として、今後、日本の国内法を総合主義から帰属主義に見直す一方、新たな形の国際的な租税回避等を防止するなど、適正な課税を確保するために必要な法整備の検討を進めるべきであるという指摘をしているわけでございます。

更に国際的租税回避の防止に向けた今後の課題として、3にありますとおり、無形資産の取扱いと国際課税における手続法の課題についても議論を行いました。

その「(1) 無形資産の取扱い」につきましては、多国籍企業グループが事業再編等を通じて知的財産権や販売ノウハウといった無形資産を税率の低い国に移すことで、グループ全体の租税負担の軽減を図るリスクが高まりつつあるという状況について議論をいたしました。無形資産の移転に係る国際課税の在り方については、今後はOECD等において議論されることになっておりますので、そうした国際的な議論の進展や経済活動の実態なども見極めつつ、我が国といたしましても検討する必要がある。こういう指摘を行っております。

次に「(2) 国際課税における手続法の課題」でございます。かなり専門的なこととなりますけれども、最近の経済取引のグローバル化によりまして、納税者が課税逃れのために国外に資金を移転するリスクが高まっております。これに対応するため、まずは国外資産に関

する報告制度など様々な資料情報収集の手続整備の検討を進める必要があります。また、近年OECD加盟国を中心に、外国との間で租税徴収の共助を行うための多国間条約に加盟する流れがございますので、我が国といたしましても徴収共助の仕組みについて検討を進める必要があると指摘しておるわけでございます。

私からは以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。それでは、御質問、御意見があれば、どなたからでも伺います。どうぞ。

○伴野外務副大臣

外務副大臣をしております伴野豊でございます。本日もお世話様でございます。外務省からの意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

外務省といたしましては、平成22年度に引き続きまして、平成23年度税制改正要望といたしまして、国際開発連帯税の新設を要望させていただいております。これは世界の開発需要に対応するための新たな税制度を我が国に導入するものでございまして、伝統的なODAのみではミレニアム開発目標、いわゆる2015年までに国際社会が達成を目指す8つの開発目標を達成するための、そういった国際的な開発課題に対応するために、御案内のように必要な資金が年々不足をしております。

そうした中で革新的資金調達、かかる開発資金ギャップを補うべく、追加的、持続的かつ予測可能な資金を調達しようとするものでございます。我が国において、いかなる国際連帯税を導入すべきかにつきましては、今後、税調を始めとする政府部内において議論を深めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。池口さん、どうぞ。

○池口国土交通副大臣

今、説明を受けた中で、貧困問題とか環境問題の対応を言いながら、ここに書いてある新たな資金調達法の一つとして、この航空券連帯税があり、次段を見ると、一般財源もあれば特定財源もあるということで、こうすると何となく財源不足を補てんをするために、ほかに取りようがないので航空券から取るんだというような流れもくみ取れるんですが、私はなかなか理解できません。

○五十嵐財務副大臣

先生の方からコメントがあれば。

○神野専門家委員会委員長

この税金を提唱されたのが日本人でして、金子宏先生でいらっしゃいます。お弟子さんです。

○中里国際課税小委員会座長

1990年代の終わりの方に、金子宏東大名誉教授が国際人道税ということで、この種の国際的な航空券を用いた課税を提唱なさったわけですが、先ほど副大臣が御指摘なさったところは諸外国でこうなっているということをごさいますて、どのような形で導入するとかしないとか、そういうことに関しては、これはもう先生方が御判断なさることをごさいますので、特にそれ以上、何がいいとか悪いとかということをごさいますので、ここで申し上げるつもりはごさいます。

○五十嵐財務副大臣

中野先生、どうぞ。

○中野民主党税制改正PT座長

この国際連帯税については私も関心を持っているところで、いずれにせよ国際課税についてはまだ党の税制改正PTでこれから議論をするところですので、私見にしかありませんけれども、外務省として国際連帯税についてはそれなりに長期間議論もされてきたことではないかと思ひますし、またこの12月には国際会議が日本で行われるということもあつて、やはり何らかの前向きの議論ができるようにしなければならないという外務省としての気持ちが強くあるのだらうと思ひます。

ましてや提唱をされたのが日本から提唱されて、実現をしていないという問題がありますが、先ほど池口さんも言われました、唐突ではないかもしれませんが、ここで航空券連帯税が出てくるのは、時期的に非常にイメージとして悪い。決してこれは航空券連帯税が各航空会社にとって損得があるわけではない。ただ、トータルとして、こういうのが課せられることによって、航空需要が減るということはあるかもしれませんが、企業間の損得の問題はないと思ひます。

それらのことは詳しく論点整理の中に触れられているのだらうと思ひますが、もう少し議論を重ねていく必要があるのではないかと。お互いに誤解に基づく議論にならないように注意をする必要があるのだらうと思ひます。また、私は前回でしたか、同じような発言をするときに、通貨取引税と言うべきところを国際証券取引税か何かと別の言葉で間違えて申しましたので、この機会にここは訂正をさせておいていただきたいと思ひます。

1つ質問は、この企業活動のIIの方ですが、これによって現在、日本の企業なり、または日本の国益が国際比較の中でいろいろな整備がされていない、対応が遅れていることで現在、損をしているというような事例があるのかどうか。現実論としてお聞かせいただきたいと思ひます。

○五十嵐財務副大臣

いかがでしょうか。

○中里国際課税小委員会座長

国内法が総合主義、条約が帰属主義というのを取つております。そうすると租税条約に基づいて、外国法人の日本支店が日本国内から稼いだ所得と外国から稼いだ所得のどちらも支店に帰属するという意味では、条約上は課税ができるんです。ところが日本の国内法の方では、国内源泉所得についてしか課税できないとされてしまひますので、せつかく条約上帰属

主義を取っても、外国法人の日本支店が稼いだ国外からの所得について、国内法の総合主義の制約のために課税ができないという状況が生じてくるわけでございます。その他、技術的にはいろいろなことがあるんですが、今の点が比較的大きな問題ではないかと私は理解しております。

○五十嵐財務副大臣

よろしいでしょうか。尾立政務官。

○尾立財務大臣政務官

ただいまの御報告については、理論的、学術的な観点から国際課税に関する中長期的な課題を御整理いただいたと理解しております。国際連帯税については、本論点整理についても参考にしながら、外務省から提出されている来年度税制改正要望を検討してまいりたいと考えております。

また、お示しいただいたポイント紙のⅡの「2. 非居住者及び外国法人の課税ベース—帰属主義への見直し—のあり方」の点、今、中野先生からも御質問があった点かと思いますが、それと3. の(2)にございます外国との間で租税徴収の共助を行う仕組みについては、OECD等において国際的な議論の方向性が示されている論点でもありますので、具体化に向けた中期的な検討を要する課題として受け止めたと考えております。

更に3. の(2)にございます国外資産に関する報告制度など、様々な資料情報収集の手続整備については、平成22年度税制改正大綱の中でも記載がございますので、今後、引き続き検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

今の尾立さんの発言につきまして、何か御意見がありましたら。よろしいでしょうか。

それでは、本論点整理については、本日の税制調査会終了後、対外的に公表させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、次に移ります。次に環境関連税制の審議に入りたいと思っております。まず環境省、経産省より地球温暖化対策のための税に関する要望内容について、御説明をお願いいたします。その後、総務省からも御説明をいただこうと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。なお、22年度税制改正大綱や国際比較などの基礎的な資料につきましては、財務省作成資料をお手元に配付してございますので、適宜御覧いただければと存じます。

それでは、環境省の近藤副大臣、よろしく申し上げます。

○近藤環境副大臣

環境副大臣の近藤でございます。お手元の「地球温暖化対策のための税について」という資料をまず御覧いただきたいと思っております。カラーで印刷されたものであります。

改めて御説明いたします。資料の1ページを御覧いただきたいと思っております。地球温暖化対策のための税については、ここに挙げられておりますように、昨年の税制改正大綱及び税制改正法等において、平成23年度の実施に向けた成案を得るよう検討を行う旨規定をされてお

り、これを踏まえ来年度からの実施を要望したということでもあります。

2 ページを御覧いただきたいと思います。地球温暖化対策のための税のイメージということでございますが、課税によるCO<sub>2</sub> 排出抑制に加え、課税により確保した税収を地球温暖化対策に使うことで、CO<sub>2</sub> 排出抑制への二重の効果を得ることをその目的とするということが、導入目的であります。

その下の図でありますけれども、提案の具体的なイメージということでもあります。右側の緑の部分が今回提案をさせていただいております地球温暖化対策のための税ということでもあります。その内容としては、少し横に長い緑の部分でありますけれども、全化石燃料に対する輸入者、採取者段階でのCO<sub>2</sub> 排出量に応じた課税であります。それと少し上の部分でございますけれども、ガソリンに対する現在のCO<sub>2</sub> 抑制効果を最低限維持する観点等からの製造業者の段階での上乗せ課税ということでもあります。この2つからなるというイメージであります。

3 ページ目を御覧いただきたいと思います。制度の骨子についてということでもあります。基本的な考え方であります。先ほどの図で御説明をしましたとおり、CO<sub>2</sub> 排出量に応じた全化石燃料への課税に加え、ガソリンへの上乗せ課税の提案をしているということでもあります。なお、税の名称については税制改正法等に規定している地球温暖化対策のための税という仮置きでの要望としており、最終的な税目については税制調査会で御議論をいただきたく思います。

資料の4 ページでございます。「2. 全化石燃料への課税」についてということでもあります。課税の具体的な仕組みについては、現行の石油石炭税と同様、広く化石燃料を対象に輸入者、採取者の段階で課税することとし、軽減措置についても現行石油石炭税において、政策上の必要から減免が認められているものがあります。これらについては同様の措置を取るということを提案しております。

使途についてであります。昨年の議論では国民、納税者の理解を得るために全額温暖化対策に充てる仕組みとすべきという意見を多くいただきました。このことを踏まえて、全化石燃料への課税分については、省エネ設備の導入といった効果がわかりやすい対策が多く、相当額のまとまったニーズがあるということで、エネルギー期限のCO<sub>2</sub> 削減対策に全額充てるということにしております。

税率につきましては、現行の石油石炭税に加え、全化石燃料にCO<sub>2</sub> 排出量に応じた負担を求めるということにはしておりますが、その具体的な税率水準についてはエネルギー起源CO<sub>2</sub> の排出抑制に向けた財源、CO<sub>2</sub> 排出抑制効果、国際的な税負担のバランスを勘案し、今後、具体的な提案をさせていただきたいと考えております。

「3. ガソリンへの上乗せ課税」についてであります。課税の内容については、現行のガソリン税に係る当分の間の税率について、そのCO<sub>2</sub> 排出抑制効果を税制上明確に位置付ける。そして、現在の抑制効果を最低限維持するという観点から、税の名称を変えつつ、現行負担水準を維持する。これを提案しております。

使途については、昨年と同様、地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとしておりますが、特定財源とはしないということとしております。

5 ページを御覧いただきたいと思います。地球温暖化対策のための税の本来の目的である抑制効果、財源効果を通じた温暖化対策、国民経済、国民生活へのプラス面について、十分に理解を得るまで行かなかったという昨年末の反省を踏まえ、全化石燃料への課税部分について、使途をより明確にしています。具体的には、特に温室効果ガス排出量の昨年の進捗が遅れている民生部門の日々の暮らしのエコ化や低炭素な地域づくりなどに充てていきたいということを書かせていただいております。

6 ページであります。「地球温暖化対策のための税の効果について」でございます。平成 20 年 11 月に中央環境審議会の専門委員会において、低率の課税でもその税収が環境税に使われれば、大きな削減が見込まれるとされております。また、ガソリン税等の当分の間の税率を維持した場合、それを廃止したときに比較し、2020 年時点で 1 %、約 1,200 万トンの CO<sub>2</sub> 排出量の増加を抑えることができるとも試算をされております。

参考資料にも付けておりますとおり、ガソリンへの課税水準は EU 主要諸国と比較して低いところ、環境省としては、現在の抑制効果を最低限維持する観点から、税の名称を変えつつ、現行水準を維持することを要望しております。

温室効果ガスの削減、低炭素社会の実現は世界の潮流であります。地球温暖化対策のための税は広く経済社会にこの低炭素社会構築に向けた経済的インセンティブを与えるものであり、その一日も早い実現はそれだけ後の世代の負担を少なくすると考えております。実現に向けて御審議のほどよろしくお願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

続いて、田嶋政務官、お願いします。

○田嶋経済産業大臣政務官

経済産業省の田嶋要です。お手元の経済産業省の資料を御覧ください。タイトルは「地球温暖化対策のための化石燃料課税の強化について」でございます。

1 ページ目にお移りください。ページに載ってございませんけれども、背景でございますが、2 点ございます。石油石炭税の課税強化の背景でございますが、若干環境省と重なりまますけれども、平成 23 年度実施に向けて成案を得るという昨年の税制改正大綱の中の地球温暖化対策のための税に関する成案を得るという記述。所得税法でも一部改正法で同じことが決定いたしておるとい点が 1 つの背景。

もう一つの背景は、1 ページ目の一番上の部分の記述でございますが、本年 6 月の新たなエネルギー基本計画を閣議決定してございまして、その中で特に温暖化対策、温室効果ガスの 9 割を占めるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> を 2030 年に 90 年比で 30% もしくはそれ以上削減するという見通しを盛り込んだところでございます。このような中で、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 削減対策を抜本的に強化することは不可欠であると考えてございます。

しかしながら、納税者である産業界が今、円高などの厳しい事業環境にあるのは、もう言

うまでもございません。そういう中での課税強化は大変厳しいものがございますけれども、地球温暖化対策を抜本的に強化することは内閣としての最重要課題の1つでございますので、今年度、今年度は経済産業省といたしましても、申し上げました課税強化を要望させていただいたところでございます。

2ページ目にお移りいただければと思います。課税強化に当たっての基本的な考え方は3点でございます。まず、上の四角の3つ目の○でございますが、エネルギー起源の二酸化炭素の削減対策の強化という観点から、化石燃料ごとの炭素排出量に応じての税率を引き上げるということでございます。

2点目は、緑の四角の部分でございますが、税金は納税者の納得感の観点から、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に資する対策に確実に充当する必要があると考えてございますので、エネルギー対策特会の枠組みを利用したいということでございます。

3点目、具体的な引上げの幅でございますけれども、右下のオレンジの枠でございますが、産業界の国際競争力や国民生活への影響を勘案する必要があるということだと思います。産業界の声でございますけれども、石油石炭税は上流課税でございますので、一義的にはエネルギー事業者及びエネルギーを消費する事業者、すなわち産業界に負担を強いるものである。特に国際競争にさらされる我が国製造業の中には、鉄鋼、化学、紙パルプなど石炭の自家発電を行っているところも多く、課税強化は国際競争力に直結いたします。

したがって、課税強化を行うに当たっては、4点申し上げます。まず第1に額のことでございますが、今の引上げ幅のところでございますが、過度な負担とならない規模としなければいけない。具体的には国内投資の抑制、更には工場の海外移転や雇用の流出を招かないような配慮が必要であるということでございます。

2点目はその用途でございます。これも繰り返しになりますが、産業界に更に負担を強いて徴収するということでございますので、その徴収された税はエネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出抑制対策にしっかりと充当されていくことが保障される仕組みとする必要があるということで特会ということでございます。緑の四角の部分でございます。

3点目は、原料用途の石油石炭等の部分でございますが、これは2ページ目の一番上の四角の4つ目の○のところを御覧いただきたいと思います。原料用途の石油石炭等につきまして、非課税措置または恒久的な租税特別措置を講じることも産業界の理解を得るために重要なポイントであると考えてございます。

4点目でございますけれども、化石燃料が国民生活や経済活動に不可欠なエネルギー源であり、そこへの課税が大きな負担を強いるものであるため、課税強化の余地にはおのずと限界がございます。そういう中で、課税そのものによるCO<sub>2</sub>の抑制効果は極めて限定的でございます。税金をエネルギー起源CO<sub>2</sub>抑制対策として活用しなければ、地球温暖化対策のための税としての意味をなさなくなりますので、税金を一般財源化したり、あるいは他の税の引下げ財源とするといった形では、国民や事業者を含め納税者の納得は得られないと考えてございます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、逢坂政務官、お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

それでは、私の方から説明をさせていただきます。お手元の「資料（環境関連税制〔地方税〕）」を御覧ください。

1 ページ目でございますけれども、22 年度税制改正大綱、第 3 章「④ 地方環境税の検討」という項目におきまして、地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取り組みを進めること。CO<sub>2</sub>の排出を抑制するためには、地方税においても、環境への負荷に応じた措置を行うことが必要であること。地方公共団体は様々な分野で多くの事業を実施しており、地方の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税を検討する場合には、地方の財源を確保する仕組みが不可欠ですと記載されております。

更に第 4 章におきましては、国税・地方税共通の検討事項として、地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めますとの記載がございます。

4 ページは地球温暖化対策に係る国と地方の基本的役割でございますけれども、20 年度に閣議決定された京都議定書目標達成計画で、国と地方それぞれの基本的役割が明記されており、地方団体は地域の特性に応じた対策を実施することとされているところでございます。

5 ページ、現在、国会に提出されている地球温暖化対策基本法案の 30 条におきまして、国は地方公共団体が地球温暖化対策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとするという規定が盛り込まれてございます。

更に 6・7 ページでございますけれども、地球温暖化対策の地方公共団体と国の予算の状況でございます。6 ページは平成 22 年度の地方団体の地球温暖化対策に関連した予算額でございます。約 1 兆 6,400 億円となっております。

7 ページは国の温暖化対策についての予算額で、約 1 兆 1,000 億円となっております。このような国と地方の役割を踏まえまして、地球温暖化対策のための税が創設される場合には、地方の創意工夫を活かせる地方の税財源を明確な形で確保することが必要であると思われれます。

更に 8～10 ページでございますけれども、これは地方団体からの意見でございます。先日、10 月 28 日の地方団体との意見交換におきましても、地方 3 団体から地方税財源の確保について大変強い意見が出ていたということについて御留意をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。それでは、御意見、御質問をいただくのですが、党の方において小委員会でご検討いただいていると思っておりますので、まだ結論は出ていないかなとも思いますが、中野先生の方からもし党の方の御意見がありましたら先にお伺いしたいと思います。

○中野民主党税制改正PT座長

できれば実は今日、PTの役員会で報告していただくかとは思っておったのでありますが、先般来の法人税減税のための財源の議論など、いろいろ幾つかのことでハレーションがあったり誤解もあったりいたしまして、詰めていかなければならないこと、また説明していかなければならないことが若干発生いたしております。それらのことも考え合わせまして、まとめを来週早々ぐらいまで延ばさせていただきたいということが今日、小委員長からの報告でございました。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、そのほかの皆さん。

池口副大臣、どうぞ。

○池口国土交通副大臣

何点か指摘をしたいんですが、環境省の案ですと、トータルとして自動車ユーザーには増税となりますが、増税ということを選択していいのかどうかという点については十分議論しなければいけないと思います。

2点目に、私は暫定税率というのはある意味道路を整備するためにつくった税ですから、課税根拠は失っていると思います。その暫定税率を維持する理由として、今回環境省が持ち出したのは、税率を維持することでCO2の排出を抑えるんだということを根拠にしていますが、自動車ユーザーだけに税率を高くして使用を制限するというのでいいのかどうか。それ以外のところでももし排出を抑えるのであれば、自動車ユーザー以外も税率を高くしなければいけないという事実になるのではないかとというのが2点目の論点です。

環境省ですと、ヨーロッパとの税制の違いも言っていますが、税制というのは世界中いろんな観点で違いがありますから、一部だけの税をとらえてヨーロッパに合わせるんだというのが根拠として成り立つのかどうか。あえて言えば、車体課税はヨーロッパに比べて日本は高いところをどう考慮されるのかというのが3点目です。

4点目の地方環境税については、中身の説明がないのでわかりませんが、どちらかといえば地方に対する税源移譲の色合いが強いのではないかと考えております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。そのほかにございませんでしょうか。

小宮山副大臣、どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

私は今、専門外ですけども、ちょうど最初に民主党が他党に先駆けて環境税をつくったときのNCの環境でございまして、当時の経産でいらした池口さんと自動車諸税などの見直しもしながら、是非環境税の導入を早くすればするほど、そのアナウンスメント効果も含めて低い税率からスタートできるということを話していたのが、もう7～8年も前になってしまいましたので、これは去年の税制改正大綱で言ったとおり、是非今年は成案をしっかりと得

てほしい。

そのときに今お話にあった自動車諸税の見直しとか、多くの方に公平感を持ってもらえるような課税の仕組みを工夫する必要があると思いますし、これはヨーロッパの国などを見ますと、その財源で年金に充てたりとか様々なものに充てているケースがありますけれども、これはCO<sub>2</sub>の削減を目指していくというところに重点を置いてやる方がいい。御承知のように、本来でしたら半分に減らさないとい今の地球の環境が維持できないわけですから、鳩山さんが掲げた目標が高過ぎるとかいろいろ予算委員会でも議論になってはいますが、やはり25%というのは決して高いものではないので、そうしたことも含めてこの環境税は、是非多くの方が納得いただける知恵を出して党からも御意見をいただいて、今年しっかりとまとめきる必要があるなと思っております。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。今、小宮山副大臣が言われた元の民主党の案は参考にしたいと思います。

それでは、先に篠原副大臣、どうぞ。

○篠原農林水産副大臣

使途の関係ですけれども、CO<sub>2</sub>を出す方を抑えるという税収を地球温暖化対策に使うと環境省のペーパーの2ページに書いてあります。ただ、それを見てずっといくと、5ページになると限定され過ぎているような気がするんです。経済産業省の方ももっぱら一生懸命省エネとかCO<sub>2</sub>の排出を抑制した方ばかりに使うのだというのがありますけれども、原点に立ち返っていただきたいんです。CO<sub>2</sub>の削減約束、鳩山さんの25%のこともありますけれども、オリジナルのもので言うと、日本が削減約束した3分の2の3.8%は森林が吸収する。税はグット減税、バット課税でして、ここからが大事なんですけれども、環境と言うと環境のところだけやるというのはしみたれていると思ってるんです。環境税を通じていろんなことに使う。

話が長くなって恐縮ですけれども、今、TPPがあります。地方を何とか、農業を何とかしなければいけないというときに、農業者は戸別所得補償をやっています。ふるさと納税というのがあります。これはみんな地方に対する施しみみたいな感じなんです。だけれども、これではよくないので、例えば環境に名を借りて地方に所得が移転するようなことを考えていただかなければいけないんです。だから、森林面積に応じてお金が地方に行くようなことを考えてもいいのではないかと思う。

ですから、このエネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出抑制対策に全額を充てるというのは、どこまであれされているのかわかりませんが、経済産業省のペーパーで言うと再生可能エネルギーの普及とかというのがあります。そういうのだったら森林ということでバイオマス等の再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策とか、木材利用の拡大対策とか、そういったもっと広いところに設けていただいて、環境は環境の中でやっていったら皆さんこのところではカーボンニュートラルと言っていますけれども、環境税ニュートラルだったら何の意味

もないので、環境税を地方の振興政策に使うとかというのは片山総務大臣にも御意見を伺いたいんですけども、そういうことをやっていただかないといけないのではないかと思うんです。いかかでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

片山大臣、どうぞ。

○片山総務大臣

もう篠原さんのおっしゃるとおりで、環境というのをどう考えるかですけども、森林とか木質バイオマスだとか、自然エネルギーだとか、そういうのは十分環境対策になると思うんです。そうすると、恐らくおっしゃるように、それを使うときには地方の方へ黙っていても傾斜的に配分されるでしょうから、お恵みではなくてポジティブな形の地方対策となると思います。そこは政策判断だと思います。

○五十嵐財務副大臣

逢坂さん、補足をしてください。

○逢坂総務大臣政務官

先ほどの私の説明に若干補足をいたしますと、御提案ではエネルギー特会を活用するということになっているわけですが、先ほども私が言わせていただきましたとおり、自治体が相当環境対策をしていることを踏まえて、エネルギー特会で一括して管理することの是非はこれからの論点になるのかなと思っております。

もう一つが、お示しいただいたイメージ図でございますけれども、ガソリン税ということが書かれているわけですが、地方税として重要な軽油引取税も 8,000 億超あるわけでございます、この視点もどうするかということもこれから大事になっていくと思います。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

今日はまず第1ラウンドでございますので、この辺にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○五十嵐財務副大臣

それでは、委員の皆様、神野先生、中里先生、本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。次回の11月11日木曜日の「税制調査会」は、個人所得課税のうち、金融証券税制、資産課税、法人課税等について審議を行います。

本日の会議は以上で終わります。誠にありがとうございました。

なお、傍聴されている記者の皆さんに申し上げますが、記者会見は間もなくこの場所で行います。会見に参加されない方は速やかに退室をお願いいたします。

本日は散会いたします。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。